## 議案第43号

## 鳥取県児童福祉施設に関する条例等の一部を改正する条例

次のとおり鳥取県児童福祉施設に関する条例等の一部を改正することについて、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項の規定

により、本議会の議決を求める。

令和5年2月13日提出

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県児童福祉施設に関する条例等の一部を改正する条例

(鳥取県児童福祉施設に関する条例の一部改正)

鳥取県児童福祉施設に関する条例(平成24年鳥取県条例第79号)の一部を次のように改正する。 第1条

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

E)	爻	늬	效		<b></b>	늬	ļij
附 則					附則		
1 略				-1	留		
(保育所の職員	(保育所の職員配置に係る特例)	:例)		*) 	(保育所の職員配置に係る特例)	る特例)	
2 保育所に対	けする別表第4	職員の配置の	保育所に対する別表第4職員の配置の項第2号の規定の適用	用 2	乳児4人以上が入所	する保育所に対す	乳児4人以上が入所する保育所に対する別表第4職員の配置
については、	については、当該保育所に勤務する保健師、	:勤務する保修	<b>≢師、看護師又は准看護</b>		の項第2号の規定の適用については、		当該保育所に勤務する保
師(以下この	師 (以下この項において「保健師等」		という。)のうち1人を保		<b>豊師、看護師又は准看</b>	護師のうち1人を	健師、看護師又は准看護師のうち1人を保育士とみなすことが
育士とみなす	育士とみなすことができる。	ただし、	乳児の数が4人未満であ		できる。		
る保育所については、		てに関する知	子育てに関する知識と経験を有する保健				
師等を配置し、	かつ、	保健師等が係	当該保健師等が保育を行うに当たって当	<u></u> 訓			
該保育所の保	該保育所の保育士による支援を受けることか	接を受けるこ	ことができる体制を確保				
しなければならない。	らない。						
3~9 器				<u> </u>	留 6~		
別表第1(第7	(第7条関係)				別表第1 (第7条関係)		
道目		者			項目	基集	
盤					器		

各		(送)	番 電		- 型
サービス 1~4 の提供 1~4 5 略		別表第2(第8条関係)	項目		サービス 1~4 の提供
1~4 略 5 感染症又は非常災害の発生時において、利用 者に対してサービスを継続的に提供し、及び非 常時の体制で早期の業務再開を図るための計画 (以下「業務継続計画」という。)を策定し、当 該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるよう 努めること。また、職員に対し、業務継続計画 について周知するとともに、必要な研修及び訓 練を定期的に実施するよう努めること。なお、 業務継続計画は定期的に見直しを行い、必要に 応じて変更を行うよう努めること。		(第8条関係)	まで		1~4 略 5 児童の安全の確保を図るため、設備の安全点検、職員、児童等に対する施設外での活動、取組等を含めた施設での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練
サービス の 様 ()	盤	別表第2(第	道目	器	サービスの提供

当該安全計画に従い必要な措置を講ずること。また、職員に対し、安全計画に定期的に実施すること。なお、安全計画は定期的に見直しを行い、必要に応じて変更を行うこと。 「行い、必要に応じて変更を行うこと。 をの他の児童の移動のために自動車を運行する ときは、児童の乗車及び降車の際に、点呼その 他の児童の所在を確実に把握することができる 力法により、児童の所在を確認することができる 力法により、児童の所在を確認すること。また、 職員に対し、業務継続計画について周知すると ともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するよう努めること。なお、業務継続計画は定する ともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するよう努めること。なお、業務継続計画は定期 的に見直しを行い、必要に応じて変更を行うよう努めること。
--

基準 	<u></u> ~	サービス	<u>・図るため、安全計画を策</u> の提供	- (従い必要な措置を講する	レ、女主司   国 に ノジ	3、安全計画は定期的に見	じて変更を行うこと。	5動、取組等のための移動	)ために自動車を運行する	び降車の際に、点呼その	<u> ほに把握することができる</u>	<u> </u>		三し、当該業務継続計画に	るよう努めること。また、	計画について周知すると	び訓練を定期的に実施す	な、業務継続計画は定期	要に応じて変更を行うよ		
		1~3 略	4 児童の安全の確保を図るため、	にい、当該安全計画に従い必要な措置を講する トン・キャ・離目に対し、安全計画について国	エム、順見に刈し、	に実施すること。なお、安全計画	直しを行い、必要に応じて変更を	5 児童の施設外での活動、取組	その他の児童の移動のために自動車を運行する	ときは、児童の乗車及び降車の際に、	他の児童の所在を確実に把握することができる	方法により、児童の所在を確認する	图 图	7 業務継続計画を策定し、当該	従い必要な措置を講ずるよう努め	職員に対し、業務継続計画について周知すると	ともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施す	るよう努めること。なお、業務	的に見直しを行い、必要に応じて変更を行う	う努めること。	8 略

		基準																	
	別表第4(第10条関係)			[ス 1~3 略	41/														
盤	別表第4	通目	留	サービス	の提供														
					紙	10	国	<u></u>  的	7	\[ \frac{1}{1} \]	(2)	. 温		動	10	6	10	ازيه	W/
	(第 10 条関係)	基準		1~3 略	4 児童の安全の確保を図るため、安全計画を策	定し、当該安全計画に従い必要な措置を講ずる	こと。また、職員に対し、安全計画について周	知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的	に実施すること。併せて、児童の安全の確保に	関して保護者との連携が図られるよう、保護者	に対し、安全計画に基づく取組の内容等につい	て周知すること。なお、安全計画は定期的に	直しを行い、必要に応じて変更を行うこと。	5 児童の施設外での活動、取組等のための移動	その他の児童の移動のために自動車を運行する	ときは、児童の乗車及び降車の際に、点呼その	他の児童の所在を確実に把握することができる	方法により、児童の所在を確認すること。また、	児童の送迎を目的とした自動車(利用の態様を
盤	別表第4(第	道目	器	サービス	の提供														

	盤		器
a 基準	項目	基準	項目
(第 11 条関係)	別表第5 (第11	別表第 5 (第 11 条関係)	表第5(
	盤		盤
略	∞	11 略	
图	7	10 略	
略	9	量 6	
图	ις	2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2	
		う努めること。	
		的に見直しを行い、必要に応じて変更を行うよ	
		るよう努めること。なお、業務継続計画は定期	
		ともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施す	
		職員に対し、業務継続計画について周知すると	
		従い必要な措置を講ずるよう努めること。また、	
		7 業務継続計画を策定し、当該業務継続計画に	
盤	4	置 9	
		て児童の所在の確認を行うこと。	
		いう。)を備え、児童の降車の際にはこれを用い	
		見落としを防止する装置(以下「ブザー等」と	
		は、当該自動車にブザーその他の車内の児童の	
		められるものを除く。)を日常的に運行するとき	

その他の児童の移動のために自動車を運行するときは、児童の乗車及び降車の際に、点呼その他の児童の所在を確実に把握することができる
---

			基準		
	· BB	別表第6(第12条関係)	祖目	器	サービス 1~3 略 の提供
6 非常災害時の情報の収集、連絡体制、避難等 に関する具体的な計画を定めるとともに、その 計画を実行できるよう児童及び職員に周知し、 定期的に訓練を行うこと。 7 業務継続計画を策定し、当該業務継続計画に 従い必要な措置を講ずるよう努めること。また、 職員に対し、業務継続計画について周知すると さよう努めること。なお、業務継続計画は定期 的に見直しを行い、必要に応じて変更を行うよ う努めること。 かる活動を行わないこと。また、暴力団又は暴力団員とを がる活動を行わないこと。また、暴力団又は暴力団員とを		(第12条関係)	事 音		1~3 略         4 児童の安全の確保を図るため、安全計画を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講ずる
	盤	別表第6(第	項目	略	サービスの提供

	四 四 四		別表第7 (第13 条関係)
こと。また、職員に対し、安全計画について周 知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的 に実施すること。なお、安全計画は定期的に見 直しを行い、必要に応じて変更を行うこと。 5 児童の施設外での活動、取組等のための移動 その他の児童の移動のために自動車を運行する ときは、児童の乗車及び降車の際に、点呼その 他の児童の所在を確実に把握することができる	方	型 0	別表第7 (第13 条関係)       別表第7         1 福祉型障害児入所施設       1 権

基準		4 略 5 感染症又は非常災害の発生時において、入所者に対してサービスを継続的に提供し、及び非常に対してサービスを継続的に提供し、及び非常に対してサービスを継続的に提供し、及び非常、政策を指しているの計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずること。また、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施すること。なお、業務継続計画は定期的に実施すること。なお、業務継続計画は定期的に
項目	器	ナ の 一 <sub>報</sub> ビ 供
基準		<ul> <li>1~3 略</li> <li>4 児童の安全の確保を図るため、安全計画を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講ずること。また、職員に対し、安全計画について周的に見知(定義)、財金を計画は下期的に見直しを行い、必要に応じて変更を行うこと。</li> <li>5 児童の施設外での活動、取組等のための移動をの他の児童の施設外での活動、取組等のための移動をの他の児童の所在を確実に把握することができる方法により、児童の所在を確実に把握することができる方法により、児童の所在を確認すること。</li> <li>6 略</li> <li>7 業務継続計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずること。また、職員に対し、業務継続計画はついて周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施すること。なお、業務継続計画は定期的に見直しを行い、必要に応じて変更を行うこと。</li> </ul>
項目	盤	ナ の 一

	图 8		
智		盤	
2 器		2 器	
表第8 (第	別表第8 (第14条関係)	別表第8(	別表第8 (第14条関係)
1 福祉型	1 福祉型児童発達支援センター	1 福祉	福祉型児童発達支援センター
道目	基準	祖目	事業
盤		盤	
サービス の提供		サービスの提供	<ul><li>別表第7の1の表サービスの提供の項に掲げる 基準を満たすこと。</li></ul>
	1         次に掲げる事項について記載した規程を設けること。           ること。         (1) 児童の援助に関する事項           (2) その他施設の管理についての重要事項           2 感染症その他の規則で定める健康被害が発生し、又はまん延しないように、衛生上及び健康管理上必要な措置を講ずること。           管理上必要な措置を講ずること。           3 児童の処遇について自己点検を行い、その結果を公表する部の者による評価を行い、その結果を公表する		

よう努めること。	4 児童の安全の確保を図るため、安全計画を策	定し、当該安全計画に従い必要な措置を講ずる	こと。また、職員に対し、安全計画について周	知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的	に実施すること。併せて、児童の安全の確保に	関して保護者との連携が図られるよう、保護者	に対し、安全計画に基づく取組の内容等につい	て周知すること。なお、安全計画は定期的に見	直しを行い、必要に応じて変更を行うこと。	5 児童の施設外での活動、取組等のための移動	その他の児童の移動のために自動車を運行する	ときは、児童の乗車及び降車の際に、点呼その	他の児童の所在を確実に把握することができる	方法により、児童の所在を確認すること。また、	児童の送迎を目的とした自動車(利用の態様を	勘案して児童の見落としのおそれが少ないと認	められるものを除く。)を日常的に運行すると	きは、当該自動車にブザー等を備え、児童の降	車の際にはこれを用いて児童の所在の確認を行	ジィよ。	6   非常災害時の情報の収集、連絡体制、避難等	に関する具体的な計画を定めるとともに、その	計画を実行できるよう児童及び職員に周知し、

#に努めること。	、当該業務継続計画にこと。また、職員に対いて周知するとともに、 期的に実施すること。 調的に見直しを行い、 暴力団員の利益につな 。また、暴力団又は暴 とないこと。	 2 医療型児童発達支援センター	項目   選準	 サービス     別表第7の1の表サービスの提供の項に掲げるの提供       の提供     基準を満たすこと。	て記載した規程を設け       5事項
	上別的に訓練で打りこと。    当たっては、地域住民の参加    携に努めること。     業務継続計画を策定し、当    従い必要な措置を講ずること    し、業務継続計画について    及要な研修及び訓練を定期的    なお、業務継続計画は定期的    なお、業務継続計画は定期的    なお、業務継続計画は定期的    なお、業務継続計画は定期的    なお、と変にないて変更を行うこと。    多	児童発達支援センター			Not CI

の重要事項	川で定める健康被害が発生	衛生上及び健康		<b>ご行い、その結</b>	こ、定期的に外	その結果を公表する		安全計画を策	は間を講ずる	- 画について周	<b>ヾ訓練を定期的</b>	安全の確保に	らよう、保護者	<u>)内容等につい</u>	安全計画は定期的に見	ゴンてよ。	5のための移動	り車を運行する	済に、点呼その	こことができる	ること。また、	(利用の態様を	いが少ないと認	を日常的に運行すると
(2) その他施設の管理についての重要事項	感染症その他の規則で定める傾	し、又はまん延しないように、億	管理上必要な措置を講ずること。	児童の処遇について自己点検を行い、	果を保護者に周知すること。また、	部の者による評価を行い、その結	よう努めること。	児童の安全の確保を図るため、	定し、当該安全計画に従い必要な措置を講ずる	こと。また、職員に対し、安全計画について周	知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的	に実施すること。併せて、児童の安全の確保に	関して保護者との連携が図られるよう、	に対し、安全計画に基づく取組の内容等につい	て周知すること。なお、安全計画	直しを行い、必要に応じて変更を行うこと。	5 児童の施設外での活動、取組等のための移動	その他の児童の移動のために自動車を運行する	ときは、児童の乗車及び降車の際に、	他の児童の所在を確実に把握するこ	方法により、児童の所在を確認すること。	児童の送迎を目的とした自動車	勘案して児童の見落としのおそれが少ないと認	められるものを除く。)を日常的

#/C,
8         設置者は、暴力団又は暴力団員の利益につな がる活動を行わないこと。また、暴力団又は暴
必要に応じて変更を行うこと。
なお、業務継続計画は定期的に見直しを行い、
必要な研修及び訓練を定期的に実施すること。
し、業務継続計画について周知するとともに、
従い必要な措置を講ずること。また、職員に対
7 業務継続計画を策定し、当該業務継続計画に
携に努めること。
当たっては、地域住民の参加が得られるよう連
定期的に訓練を行うこと。また、訓練の実施に
計画を実行できるよう児童及び職員に周知し、
に関する具体的な計画を定めるとともに、その
6 非常災害時の情報の収集、連絡体制、避難等
ジンと。
車の際にはこれを用いて児童の所在の確認を行
きは、当該自動車にブザー等を備え、児童の降

(鳥取県障害児通所支援事業及び障害児入所施設に関する条例の一部改正)

鳥取県障害児通所支援事業及び障害児入所施設に関する条例(平成24年鳥取県条例第81号)の一部を次のように改正する。 第2条

	改	H	<b>※</b>		ZZ	温温	
別表第1 (第6	(第6条関係)			別表第1 (第6条関係)	56条関係)		
1 児童発達支援	華文援			1 児童発	児童発達支援		
区分		者		区分		基準	
器				盎			
サービス	1~4 略			サービス	1~4 略		
の提供				の提供	5 児童発達支援	児童発達支援センターの管理者は、利用者に	者に
					対し法第 47 条第	対し法第 47 条第1項本文の規定により親権を行	を行
					う場合であって	う場合であって懲戒するとき又は同条第3項の	頃の
					規定により懲戒	規定により懲戒に関しその利用者の福祉のため	ため
					に必要な措置を採るときは、	採るときは、身体的苦痛を与え、	'nζ
					人格を辱める等。	人格を辱める等その権限を濫用しないこと。	
	5 略				8 9		
	6 略				2		
	7 略				盤 8		
	8 利用者の安	利用者の安全の確保を図るため、	5、事業所ごと				
	に、設備の安全点検、	従業者、	利用者等に対す				
	る事業所外での活動、		取組等を含めた事業所で				
	の生活その他	の生活その他の日常生活における安全に関する	5安全に関する				
	指導、従業者	指導、従業者の研修及び訓練その他事業所にお	)他事業所にお				

路 路 6 2

出 8 恒  $\overline{\mathfrak{A}}$ るとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実 施すること。併せて、利用者の安全の確保に関 して保護者との連携が図られるよう、保護者に 利用者の施設外での活動、取組等のための移 動その他の利用者の移動のために自動車を運行 77 利用者の所在を確認する 利用者の送迎を目的とした自動車 としのお 利用者の降車 の際にはこれを用いて利用者の所在の確認を行 従業者に対し、安全計画について周知す 対し、安全計画に基づく取組の内容等について 周知すること。なお、安全計画は定期的に見直 呼その他の利用者の所在を確実に把握するこ という。)を策定 当該安全計画に従い必要な措置を講ずるこ 利用者の乗車及び降車の際に、 他の車内の利用者の見落としを防止する装置 189 当該自動車にブザ しを行い、必要に応じて変更を行うこと。 それが少ないと認められるものを除く。) (利用の態様を勘案して利用者の見落 を備え、 の表において「安全計画」 という。) ができる方法により、 となば、 ト「ブザー等」 的に運行する するときは、 また、 うてた。 また、

ける安全に関する事項についての計画(以下こ

11 略		2 医療型児童発達支援	区分		サービス1~3 略の提供4 管理者は、利用者に対し法第 47 条第 1 項本文の 規定により親権を行う場合であって懲戒するとき 又は同条第 3 項の規定により懲戒に関しその利用 者の福祉のために必要な措置を採るときは、身体 的苦痛を与え、人格を辱める等その権限を濫用し ないこと。5 略6 略7 略7 略
15 番		医療型児童発達支援	事 章		1~3 略         4 略         5 略         C 利用者の安全の確保を図るため、事業所ごとに、安全計画を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講ずること。また、従業者に対し、安全計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施すること。併せて、利用者の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等に保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等に
	略	医療型	(大)	器	サービス無難

	ついて周知すること。なお、安全計画は定期的に 見直しを行い、必要に応じて変更を行うこと。 8 利用者の施設外での活動、取組等のための移動 その他の利用者の乗車及び降車の際に、点呼その 他の利用者の所在を確実に把握することができる 方法により、利用者の所在を確認すること。また、 利用者の送迎を目的とした自動車(利用の態様を 勘案して利用者の見落としのおそれが少ないと認 められるものを除く。)を日常的に運行するときは、 当該自動車にブザー等を備え、利用者の降車の際 にはこれを用いて利用者の所在の確認を行うこと。 6 略	α	~
		0 6 10	
	5 放課後等デイサービス		み課後等デイサービス
区分	事業	区分	事者
盤		器	
サービス の提供	1~7 略 <u>8 利用者の安全の確保を図るため、事業所ごと</u>	サービス 17 の提供	~7 略

当該安全計画に従い必 利用者の安全の確保に関して保護者との連携が 安全計画に基づ 必要な研 併せて、 安全計画は定期的に見直しを行い、必要に応じ 従業者に対し、 く取組の内容等について周知すること。 修及び訓練を定期的に実施すること。 安全計画について周知するとともに、 また、 保護者に対し、 に、安全計画を策定し、 要な措置を講ずること。 て変更を行うこと。 図られるよう、

を日帝 一等を 取組等のための移 動その他の利用者の移動のために自動車を運行 毛 7) 利用者の送迎を目的とした自動車 利用者の所在を確認する (利用の態様を勘案して利用者の見落としのお 備え、利用者の降車の際にはこれを用いて利用 呼その他の利用者の所在を確実に把握するこ 利用者の乗車及び降車の際に、 当該自動車にブザ それが少ないと認められるものを除く。) 利用者の施設外での活動、 者の所在の確認を行うこ ができる方法により、 的に運行するときは、 また、 するときは、

器

器 器 

盤

8 8 9 1

器

路 路

器

6分         基準         区分         基準           6         A         本華         基準           6         A         1~7 略         中一ビス 1~7 略           5年計画を発生の確保を図るため、事業所ごと 安全計画に従い必要な研修及の活動を定期的に実施すること。 作せて 5利用者の安全の確保に図して保護者との連携が 20月前に基づること。 なお、安全計画は実施のに関連すること。 なお、安全計画はと類的に実施すること。 なお、安全計画はと類的に見重しを行い、必要に応じ で変更を行うこと。 で変更を行うこと。 なお、女全計画はを開けること。 なお、女全計画はを開けること。 なお、女全計画はを開めために自動車を運行 5とときは、利用者の乗車及び降車の際に、点 1年その他の利用者の乗車及び降車の際に、点 1年その他の利用者の乗車及び降車の際に、点 1年を発表により、利用者の所在を確認すること。 かできる方法により、利用者の所在を確認すること。 かできる方法により、利用者の所在を確認すること。 なお、 10 略         8 略           10 略         11 略         9 略	居宅訪問	居宅訪問型児童発達支援	4 居宅計	居宅訪問型児童発達支援
1~7 略   1~7 略   1~7 略   1~7 略   1~7 略   1~7 を全計画を策定し、当該安全計画に従い必要な研修及会主もに、必要な研修及の計算を定力いて周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施すること。併せて、利用者の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づてで変更を行うこと。	区分	素	区分	基準
本7 略       利用者の安全の確保を図るため、事業所ごと         た、安全計画を策定し、当該安全計画に従い必要な研修を計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施すること。併せて、         修及び訓練を定期的に実施すること。存せて、         利用者の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づて変更を行うこと。         本会計画は定期的に見直しを行い、必要に応じて変更を行うこと。         利用者の施設外での活動、取組等のための移動のために自動車を運行さる方法により、利用者の乗車及び降車の際に、点呼その他の利用者の新車及び降車の際に、点できる方法により、利用者の所在を確実に把握することができる方法により、利用者の所在を確実に把握すること。         ができる方法により、利用者の所在を確実に把握すること。         ができる方法により、利用者の所在を確実に把握すること。         ができる方法により、利用者の所在を確実に把握すること。         ができる方法により、利用者の所在を確実に把握すること。         ができる方法により、利用者の所在を確実に把握すること。         を       が         ができる方法により、利用者の所在を確実に把握すること。       8 略         を       の	盤		盤	
8 利用者の安全の確保を図るため、事業所ごと	-	2 ~	サービス	2
に、安全計画を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講ずること。また、従業者に対し、 安全計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施すること。併せて、 利用者の安全の確保に関して保護者との連携が 図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づ く取組の内容等について周知すること。なお、 交全計画は定期的に見直しを行い、必要に応じて変更を行うこと。 利用者の施設外での活動、取組等のための移動その他の利用者の無車及び降車の際に、点 するときは、利用者の乗車及び降車の際に、点 呼その他の利用者の所在を確実に把握すること ができる方法により、利用者の所在を確認する ができる方法により、利用者の所在を確認する とと。		利用者の安全の確保を図るため、	の提供	
要な措置を講ずること。また、従業者に対し、 な全計画について周知するとともに、必要な研 修及び訓練を定期的に実施すること。併せて、 利用者の安全の確保に関して保護者との連携が 図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づ く取組の内容等について周知すること。なお、 交全計画は定期的に見直しを行い、必要に応じ で変更を行うこと。 利用者の施設外での活動、取組等のための移 動その他の利用者の移動のために自動車を運行 するときは、利用者の乗車及び降車の際に、点 呼その他の利用者の所在を確実に把握すること ができる方法により、利用者の所在を確認する こと。 略		安全計画を策定し、当該安		
安全計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施すること。併せて、 利用者の安全の確保に関して保護者との連携が 図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づ 会計画は定期的に見直しを行い、必要に応じ で変更を行うこと。 利用者の施設外での活動、取組等のための移動その他の利用者の移動のために自動車を運行 するときは、利用者の乗車及び降車の際に、点 呼その他の利用者の所在を確実に把握すること ができる方法により、利用者の所在を確認する 配格 略		また、		
修及び訓練を定期的に実施すること。併せて、         利用者の安全の確保に関して保護者との連携が         図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知すること。なお、         女全計画は定期的に見直しを行い、必要に応じて変更を行うこと。         7変更を行うこと。         利用者の施設外での活動、取組等のための移動を必定自動車を運行するときは、利用者の乗車及び降車の際に、点するときは、利用者の乗車及び降車の際に、点するときは、利用者の所在を確実に把握することができる方法により、利用者の所在を確認する         ができる方法により、利用者の所在を確実に把握すること。         ができる方法により、利用者の所在を確実に把握すること。         ができる方法により、利用者の所在を確実に把握すること。         ができる方法により、利用者の所在を確実に把握すること。         ができる方法により、利用者の所在を確実に把握すること。         ができる方法により、利用者の所在を確実に把握すること。         階		もに、		
利用者の安全の確保に関して保護者との連携が 図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づ く取組の内容等について周知すること。なお、 安全計画は定期的に見直しを行い、必要に応じ て変更を行うこと。 利用者の施設外での活動、取組等のための移動その他の利用者の移動のために自動車を運行 するときは、利用者の乗車及び降車の際に、点 呼その他の利用者の所在を確実に把握すること ができる方法により、利用者の所在を確認する こと。 略		修及び訓練を定期的に実施すること。併せて、		
図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づ く取組の内容等について周知すること。なお、 安全計画は定期的に見直しを行い、必要に応じ て変更を行うこと。 利用者の施設外での活動、取組等のための移動 動その他の利用者の移動のために自動車を運行 するときは、利用者の乗車及び降車の際に、点 呼その他の利用者の所在を確実に把握すること ができる方法により、利用者の所在を確実に把握すること ができる方法により、利用者の所在を確実に把握すること ができる方法により、利用者の所在を確実に把握すること ができる方法により、利用者の所在を確実に把握すること ができる方法により、利用者の所在を確実に把握すること。 解		利用者の安全の確保に関して保護者との連携が		
く取組の内容等について周知すること。なお、         安全計画は定期的に見直しを行い、必要に応じて変更を行うこと。         利用者の施設外での活動、取組等のための移動である自動車を運行するときは、利用者の乗車及び降車の際に、点するときは、利用者の乗車及び降車の際に、点ができる方法により、利用者の所在を確実に把握することができる方法により、利用者の所在を確認する         ができる方法により、利用者の所在を確認する         こと。         略		保護者に対し、		
女全計画は定期的に見直しを行い、必要に応じて変更を行うこと。利用者の施設外での活動、取組等のための移動のために自動車を運行するときは、利用者の乗車及び降車の際に、点呼その他の利用者の所在を確実に把握することができる方法により、利用者の所在を確認するができる方法により、利用者の所在を確認すること。8略8		く取組の内容等について周知すること。なお、		
石変更を行うこと。利用者の施設外での活動、取組等のための移動のために自動車を運行 動その他の利用者の乗車及び降車の際に、点 するときは、利用者の乗車及び降車の際に、点 呼その他の利用者の所在を確実に把握すること ができる方法により、利用者の所在を確認する こと。 略 8略 略8		Ś		
利用者の施設外での活動、取組等のための移動動その他の利用者の移動のために自動車を運行するときは、利用者の乗車及び降車の際に、点呼その他の利用者の所在を確実に把握することができる方法により、利用者の所在を確認すること。略略		て変更を行うこと。		
動その他の利用者の移動のために自動車を運行するときは、利用者の乗車及び降車の際に、点呼その他の利用者の所在を確実に把握することができる方法により、利用者の所在を確認すること。略略	6	利用者の施設外での活動、取		
するときは、利用者の乗車及び降車の際に、点呼その他の利用者の所在を確実に把握することができる方法により、利用者の所在を確認すること。略略略		動その他の利用者の移動のために自動車を運行		
呼その他の利用者の所在を確実に把握すること ができる方法により、利用者の所在を確認する こと。 略 略8 8 9 9		降車の際に、		
ができる方法により、利用者の所在を確認する8こと。8略9略9		に把握するこ		
17と。		所在を確認す		
路       B       B		(°		
8	10			
	111			

9 B 10 B	医療型障害児入所施設	基準		1~6 點											量 2	8 8	
盤	2 医療型障	区分	器	K	の提供												
					必要	女 御 御	安全	で 変	の移	運行	垣	いろ	92				
11	医療型障害児入所施設	基準		1~6 略	当該な	仏指直で講りること。また、化業者に対し、安   全計画について周知するとともに、必要な研修	7. 上。 存款	計画は定期的に見直しを行い、必要に応じて変	<u>異で打フここ。</u>   <u>8 入所者の施設外での活動、取組等のための移</u>	#5	するときは、入所者の乗車及び降車の際に、	呼その他の入所者の所在を確実に把握するこ	ができる方法により、入所者の所在を確認す	ارا ا	聖 6	10 略	11 略
盤	2 医療型	区分	备	サービス	の提供												

原格
----

という。)のうち1人は、知事が配置義務職員と同等の知識及び経験を有すると認める者をもって代えることができる。

第6条 略

第6条の2 別表第1職員配置の項第5号の規定により認定こども園に置かなければならない保育士の資格を有する者については、当分の間、1人に限って、当該認定こども園に勤務する保健師、看護師又は准看護師(以下「保健師等」という。)をもって代えることができる。ただし、満1歳未満の子どもの数が4人未満である認定こども園については、子育てに関する知識と経験を有する保健師等を配置し、かつ、当該保健師等が保育を行うに当たって当該認定こども園の保育土の資格を有する者による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

2 別表第2職員配置の項第3号の規定により認定こども園に置かなければならない配置義務職員については、当分の間、1人に限って、当該認定こども園に勤務する保健師等をもって代えることができる。ただし、満1歳未満の子どもの数が4人未満

いう。)のうち1人は、知事が配置義務職員と同等の知識及び経験を有すると認める者をもって代えることができる。

第6条 略

である認定こども園については、子育てに関する知識と経験を 有する保健師等を配置し、かつ、当該保健師等が保育を行うに 当たって配置義務職員による支援を受けることができる体制を 確保しなければならない。 3 前項の場合において、当該保健師等は補助者として従事する 場合を除き、教育課程に基づく教育に従事してはならない。 第7条 前3条の規定により、配置義務職員を幼稚園の教員の免許状若しくは小学校教諭若しくは養護教諭の普通免許状を有する者、知事が配置義務職員と同等の知識及び経験を有すると認める者又は保健師等(以下この条及び次条において「同等職員等」という。)をもって代える場合においては、当該同等職員等の総数は、配置義務職員の数の3分の1を超えてはならない。

別表第1 (第3条関係)

		りための移
要件		園外における学習のための移
		1~11 略 12 子どもの通園、
項目	器	サービス 1 の提供 1

第7条 <u>前2条</u>の規定により、配置義務職員を幼稚園の教員の免許状若しくは小学校教諭若しくは養護教諭の普通免許状を有する者<u>又は知事</u>が配置義務職員と同等の知識及び経験を有すると認める者(以下この条及び次条において「同等職員等」という。)をもって代える場合においては、当該同等職員等の総数は、配置義務職員の数の3分の1を超えてはならない。

別表第1 (第3条関係)

要件		$1\sim11$ 略
項目	器	サービス の提供

	12     略       13     略       14     略		(第4条関係)	事 音		ス 1~7 略
		盤	別表第2	道目		サービスの提供
期その他の子どもの移動のために自動車を連行するときは、子どもの乗車及び降車の際に、点呼その他の子どもの所在を確実に把握することができる方法により、子どもの所在を確認すること。また、通園を目的とした自動車(利用の態様を勘案して子どもの見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。)を運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の子どもの見落としを防止する装置(以下「ブザー等」という。)を備え、子どもの降車の際にはこれを用いて子どもの所在の確認を行うこと。	13		(第4条関係)	基準		1~7 略8 子どもの通園、園外における学習のための移動その他の子どもの移動のために自動車を運行するときは、子どもの乗車及び降車の際に、点
		器	別表第2(第	項目	器	サービスの提供

	<b>鉴</b>		8 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2	暑
呼その他の子どもの所在を確実に把握すること ができる方法により、子どもの所在を確認する こと。また、通園を目的とした自動車(利用の 態様を勘案して子どもの見落としのおそれが少 ないと認められるものを除く。)を運行するとき は、当該自動車にブザー等を備え、子どもの降 車の際にはこれを用いて子どもの所在の確認を	<u>行うこと。</u> 9 勝	10 感染症又は非常災害の発生時において、子ど もに対してサービスを継続的に提供し、及び非 常時の体制で早期の業務再開を図るための計画 (以下「業務継続計画」という。)を策定し、当 該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるよう 努めること。また、職員に対し、業務継続計画 について周知するとともに、必要な研修及び訓 練を定期的に実施するよう努めること。なお、 業務継続計画は定期的に見直しを行い、必要に	<u>心して変更を行うよう勢めること。</u> 11 略 12 略	

副 丞

(施行期日)

令和5年4月1日から施行する。 この条例は、 (鳥取県児童福祉施設に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

- 第1条の規定による改正後の鳥取県児童福祉施設に関 別表第5サービ **の提供の項第4号及び別表第8の2の表サービスの提供の項第4号の規定の適用については、これらの規定中 「講ずること」とあるのは 「講** とあるのは「周知するよう努める 別表第7の1の表サービスの提供の項第4号並びに別表第8の1の表サービス 別表第3サービスの提供の項第4号、 [周知すること] ىز この条例の施行の日(以下「施行日」という。)から令和6年3月31日までの間、 する条例 (次項において「新条例」という。) 別表第2サービスの提供の項第5号、 ずるよう努めること」と、「実施すること」とあるのは「実施するよう努めること」 別表第6サービスの提供の項第4号、 スの提供の項第4号、 こと」とする。  $^{\circ}$
- 当該 施行日から令和6年3月31日までの間、保育所又は児童発達支援センターにおいて児童の送迎を目的とした自動車を日常的に運行する 同号並びに新条例別表第8の1の表サービスの提供の項第5号及び別 (新条例別表第4サービスの提供の項第5号に規定するブザー等をいう。以下この項において同じ。) この場合において、 ブザー等の設置に代わる措置を講じて児童の所在の確認を行わなければならない。 表第8の2の表サービスの提供の項第5号の規定にかかわらず、当該自動車にブザー等を設けないことができる。 を備えること及びこれを用いることにつき困難な事情があるときは、 当該自動車にブザー等 保育所又は児童発達支援センターは、 場合であって、 က

(鳥取県障害児通所支援事業及び障害児入所施設に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

- 次 別表第1の 別表第1の4の表サービスの提供の項第8号及び別表第1の5の表サービスの提供の項第7号並びに別 ずること」とあるのは「講ずるよう努めること」と、「実施すること」とあるのは「実施するよう努めること」と、「周知すること」とある 第2条の規定による改正後の鳥取県障害児通所支援事業及び障害児入所施設に関する条例 これらの規定中 別表第1の2の表サービスの提供の項第7号、 表第2の1の表サービスの提供の項第8号及び別表第2の2の表サービスの提供の項第7号の規定の適用については、 別表第1の1の表サービスの提供の項第8号、 施行日から令和6年3月31日までの間、 のは「周知するよう努めること」とする。 3の表サービスの提供の項第8号、 という。) 頃において「新条例」
- 指定障害児通所支援事業者等において利用者の送迎を目的とした自動車を日常的に運行する場 以下この頃において 新条例別表第1の2の表サービスの提供の項第8号及 この場合において、 ブザー等の設置に代わる措置を講じて利用者の所在の確認を行わなければならない。 当該自動車にブザー等を設けないことができる。 (新条例別表第1の1の表サービスの提供の項第9号に規定するブザー等をいう。 同号、 を備えること及びこれを用いることにつき困難な事情があるときは、 び別表第1の3の表サービスの提供の項第9号の規定にかかわらず、 (鳥取県認定こども園に関する条例の一部改正に伴う経過措置) 施行日から令和6年3月31日までの間、 当該指定障害児通所支援事業者等は、 当該自動車にブザー等 らにあり 2
- 認定こども園において子どもの移動のために自動車を運行する場合であって、 という。) (以下この頃において「新条例」 (第3条の規定による改正後の鳥取県認定こども園に関する条例 日までの間、 施行日から令和6年3月31 缈 ずり 9

別表第1のサービスの

当該自動車にブ

提供の項第12号に規定するブザー等をいう。以下この項において同じ。)を備えることにつき困難な事情があるときは、同号及び新条例別 表第2のサービスの提供の項第8号の規定にかかわらず、当該自動車にブザー等を設けないことができる。この場合において、当該認定こ ども園は、ブザー等の設置及び使用に代わる措置を講じて子どもの所在の確認を行わなければならない。